

## 平成 31 年度教育方針

平成 31 年度の東栄町教育方針をご説明申し上げます。

はじめに、学校教育についてです。

平成 29 年度に示されました新学習指導要領が、小学校では新元号 2 年度、中学校ではさらに次の年度から完全実施されます。既に 30 年度から、小学校では、特別の教科道徳とともに 3・4 年生の外国語活動及び 5・6 年生の外国語が先行実施されています。今回の改訂のキーワードは「社会に開かれた教育課程」、及び「主体的・対話的で深い学び」であるとしています。

子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成する、知識の理解の質を高める、確かな学力を育成する、豊かな心や健やかな体を育成する等の考え方は、これまでと変わるものではありません。

教育内容の主な改善事項としましては、今の子どもたちの状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、個に応じた発達の支援などが挙げられています。

一方、東栄町では、平成 19 年8月に校長会から報告された「東栄町がめざす学校教育」を基に、学校教育活動を進めてまいりました。そこには「基礎的・基本的な力を確実に身に付け自ら考え学びとること」、「命を大切にし、心身のたくましさ和社会性を身につけること」、「郷土の自然・文化・歴史に学び、ふるさと東栄を愛すること」の3点が示され、伝統的な天地人教育の目標も反映されています。また、小学校と中学校の連続性に着目することの必要性も述べられています。

また、第6次東栄町総合計画では、学校教育について、きめ細かな教育の推進、知・徳・体が調和した教育の推進、連携教育の推進、小中学校施設・設備の充実、高校への就学支援の5点を掲げた取り組みを進めてきています。

新たにとうえい保育園が開園する平成 31 年度は、保育園・小学校・中学校の取り組みに強い連携をもたせ、子どもの誕生から15年間の保育・教育をより一層充実させる機会であると捉えています。保育園と小中学校の三者が、互いの役割を深く理解し合うことで、中学校を卒業する時の姿を見通した指導や、それまでの生育の経緯を理解した上での指導をいっそう強化したいと考

えています。

さらにこれを、教育に携わる者だけでなく、子ども自身、保護者、地域の皆さんにも理解していただき、東栄町民の教育への理解と関心を深めて、育てる側も育てられる側も、自信をもって教育に取り組める町の実現をめざします。

そのために、「子ども達が将来それぞれ選択した社会で、自分の生活を創る」ということを第一に考えて、どの子どもにとっても本当に必要な体力・ものの考え方・知識と技能は何かを精選し、東栄町の義務教育で育てる力をわかりやすく示し、今後数年をかけて見直して練り上げてまいりたいと考えています。

これは、東栄町総合計画の、家庭・地域における教育の項目の、家庭教育力の向上、児童の健全育成、子どもの居場所づくりを大きく推進することにもつながります。

さらに、今日的な課題であるICT活用やプログラミング教育については、社会の動向に十分配慮しながら、子ども達が必要十分な力をつけるための計画の立案に、引き続き取り組んでまいります。広く情報を収集し、施設や備品の整備とともに、効果的な教育課程についても調査をしてまいります。

なお、学校教育の施設設備の充実として、昨年のような猛暑に

対応し、安全な学校生活を送れるように、小中学校の空調設備の整備を進めておりますことを申し添えます。

生涯学習・生涯スポーツでは、各活動の充実及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進を挙げています。活動の充実のためには、率先して活動を進める人材が必要です。各分野でのリーダーの育成や人材の発掘に向けて、手だてを工夫したいと思えます。また、総合社会教育文化施設については、施設の整備とともに、内容を工夫し、魅力化を図りたいと考えています。

また、B&G財団の助成を受けて、体育館とプールの改修が終了しました。お披露目を兼ねて、リニューアル記念式典も計画しておりますが、ご高齢の方々の運動機会の増加や、幅広い世代で運動に取り組むことをめざして、活用を図ってまいります。

文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存・継承環境づくりを挙げています。花祭りをはじめとする民俗文化の保存・継承は喫緊の課題であり、町内各地区でそれぞれ努力を重ねていただいております。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではありますが、未来の担い手である子どもたちの育成を進

める一方で、各地域の皆さんとの意見交換を通して、継承の在り方を検討してまいります。

また、花祭会館については、照明など施設の改修とともに、展示物の整理や、展示のリニューアルに向けて継続的に取り組み、町内外に向けて、花祭りの理解とPRに寄与できる施設としての充実を図ってまいります。

基本施策 5 の多様な学びの場では、人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化・国際交流の推進、学力を強化する機会の提供を挙げています。

小学校英語の教科化を機に、中学生海外派遣事業の継続を軸として指導内容や方法を見直すことによって、使える英語を習得し、進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。ホームステイを昨年度より 1 日増やしたことが、子ども達の英語力に反映するように、小学校の指導の在り方も含めてさらに見直してまいります。

また、地域みらい塾を継続し、学習の補強を充実してまいります。様々な進路を実現したい、得意な分野の力をいっそう伸ばしたいなどの、多様なご要望にお応えできるものではありません

が、子ども達の基礎的な学力を充実することで、学校の授業を補い、授業への抵抗を和らげ、学校生活への適応を応援する仕組みとして活用してまいります。

以上、平成 31 年度の教育方針について、第 6 次東栄町総合計画を中心に、主な事項をご説明申し上げました。

学校教育につきましては、保育園から中学校卒業までの子ども達の成長について、町のみんなで理解を進め、共通の意識で次の世代の東栄町民を育てる基盤づくりをめざします。また、生涯学習・生涯スポーツ、文化の継承についても、町民の皆さんの意識を高め、参画の意識を高めたいと考えています。

そのために、子どもにも町民の皆さんにもわかりやすく教育についてお示しし、誰もが役割をもって参加できることをめざしてまいります。議員の皆様には、今後とも、ご理解、ご協力をいただき、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。